

国立研究開発法人国立成育医療研究センター情報公開審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）が、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第9条第1項及び第2項の決定に関し、決定権者が当該決定をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定めることにより、法の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 決定権者 国立研究開発法人国立成育医療研究センター情報公開手続規程（平成22年規程第36号）第4条に規定する決定権者をいう。
- 二 独立行政法人等 法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。
- 三 法人文書法第2条第2項に規定する法人文書をいい、法人文書に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添1のとおりとする。
- 四 国の機関 国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいう。
- 五 国の機関等 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体をいう。
- 六 公務員等 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）を除く。）、独立行政法人等の役職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。

(開示の原則)

第3条 決定権者は、開示請求（法第4条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）があったときは、第4条から第8条までに定める場合及び事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合を除き、当該開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするものとする。

(不開示情報が記録されている場合)

第4条 決定権者は、開示請求に係る法人文書に法第5条に規定する不開示情報（以下単に「不開示情報」という。）が記録されている場合にあつては、第9条による場合を除き、当該法人文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）

をするものとする。この場合、開示請求に係る法人文書が不開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添2のとおりとする。

(法人文書を保有していない場合)

第5条 センターにおいて開示請求に係る法人文書を保有していない場合は、決定権者又はその事務を補助する職員は、第11条の場合を除き、可能である場合には、当該開示請求を行おうとする者に対して、当該開示請求に係る開示請求書を受理する前に、この旨を説明し、その者が同意した場合は、当該開示請求書を開示請求手数料とともに返戻するものとする。当該開示請求に係る開示請求書を受理した場合は、決定権者は、不開示決定をするものとする。この場合において、決定権者は、第11条の場合を除き、法第9条の書面に、当該法人文書を保有していない旨を記載するものとする。

(開示請求の対象が法人文書に該当しない場合)

第6条 開示請求の対象となるものが刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物その他の法が適用されないものである場合においては、決定権者又はその事務を補助する職員は、第5条の場合に準じて、開示請求書の返戻又は不開示決定をするものとする。開示請求の対象となるものが法人文書に該当しない場合においても、同様とする。

(法人文書の特定ができない場合その他不適法な開示請求に対する不開示決定)

第7条 開示請求に係る法第4条第1項に規定する開示請求書に形式上の不備がある場合であって、決定権者が同条第2項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該開示請求書に形式上の不備がある場合にあつては、決定権者は、不開示決定をするものとする。この場合において、形式上の不備があるかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添3のとおりとする。

(他の法令による開示の実施との調整)

第8条 開示請求に係る法人文書に関し、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第9条第2項に規定する閲覧その他の他の法令の規定により法第15条第1項本文の規定に基づき、独立行政法人等が定める方法と同一の方法で開示することとされている場合(法第16条第2項の規定による場合を含む。)には、決定権者は、当該法人文書を当該他の法令に基づき開示するものとし、法に基づく開示は行わないものとする。

(部分開示)

第9条 決定権者は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限

りでない。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断する際の基本的な考え方は、別添4のとおりとする。

- 2 開示請求に係る法人文書に法第5条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。以下「非開示の個人情報」という。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は非開示の個人情報に該当しないものとみなして、前項と同様の取扱いとする。

（公益上の理由による裁量的開示）

- 第10条 決定権者は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

（法人文書の存否に関する情報）

- 第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、決定権者は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、不開示決定をするものとする。この場合において、どのような場合がこの場合に該当するかについての判断をするに際しての基本的な考え方は、別添5のとおりとする。

附 則

（施行期日）

この審査基準は、平成22年4月1日から適用する。

（施行期日）

この審査基準は、平成27年4月1日から適用する。